

# 音声ガイドシステムと連動した宇城地域観光パンフレット制作業務 企画コンペ 基本仕様書

## 1 委託業務名

音声ガイドシステムと連動した宇城地域観光パンフレット制作業務

## 2 目的

音声ガイドシステムと連動した観光パンフレットを制作し、広く配布することにより、宇城地域における観光需要の喚起を図る。

## 3 委託内容

### (1) 音声ガイドシステム制作

#### ①音声ガイドシステムの制作

・宇城地域の観光地（12か所程度を予定※）について、WEBサイトアプリなどによる音声ガイドを制作する。公開する音声データは、委託者が提供する。

※宇城地域の2市1町（宇土市、宇城市、美里町）と協議のうえ、決定する。

- ・スマートフォンやタブレット、パソコン等で閲覧可能なものであること。
- ・内容の修正、情報追加など、委託者が容易に対応できるシステムであること。

#### ②音声ガイドシステムの公開作業

#### ③音声ガイドシステムの運営に係るサーバー等の管理

・運用に関する費用は今年度分（システム完成～令和5年（2023年）3月31日まで）のみ計上すること。

#### ④音声ガイドを周知するためのサイン等の設置

・①で制作した音声ガイドを周知するサイン等を設置する。

### (2) (1) のシステムと連動した観光パンフレット制作

パンフレットの制作に必要な企画、取材、撮影、記事編集、デザイン、校正、印刷、製本等の業務を行うこととする。なお、取材、撮影、その他委託者が必要と認める業務については、委託者と連携して行うものとする。

#### ①企画コンセプト

宇城地域の観光地や物産館、飲食店等を魅力的に紹介する紙面構成とする。また、当パンフレットをきっかけに宇城地域に興味・関心を持ち、訪れてもらえるような分かりやすいパンフレットとする。

#### ②構成

次の事項を掲載することとし、掲載する項目の情報収集については、委託者と連携して受託者自ら行うものとする。

- ・宇城地域の紹介
- ・宇城地域の観光地、物産館、飲食店、特産品

・宇城地域の地図、交通アクセス

また、掲載する写真やイラストについては、受託者が収集、撮影、作成することを原則とするが、委託者が保有する写真やイラスト（委託者が過去に作成したパンフレットに使用されたもの等）の掲載も認める。

さらに、受託者の提案により、委託者がより効果的なパンフレットの制作に資すると認められた場合は、項目やページ数の変更を可能とする。

### ③規格

フルカラー、マットコート紙

※パンフレットのサイズ、ページ数、製本方法等の詳細な仕様については、提案者からの提案を求め決定する。

### ④部数

5, 000部

### ⑤パンフレットの納期限

令和5年（2023年）3月20日

### ⑥その他

パンフレット制作にあたっては、宇城2市1町（宇土市、宇城市、美里町）と連携して制作することから、校正は2回以上行うこと。

## (3) パンフレットの配送

(2) で制作したパンフレットについて、関係機関や情報発信に適した施設（県内外50か所程度）に配送を行うこと。なお、配送先と配送部数は委託者が決定し、必要な情報を受託者に提供する。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月20日まで

## 5 受託者の責務

- (1) 受託者は、個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (3) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (4) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (5) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (6) 関係法令を遵守し業務に当たること。

## 6 業務進捗状況及び完了報告

- (1) 委託者は、必要に応じて、受託者に対し業務の進捗状況に関する報告を求めることができ

る。

- (2) 受託者は、業務が終了した場合、業務完了報告書を作成し、委託者に対し、業務完了の日までに提出すること。検査に合格したときは、支払い請求書を委託者に提出すること。

## 7 成果物等

- (1) 業務完了報告書
- (2) 音声ガイド制作に関連するもの（サイン等）
- (3) 制作した観光パンフレット（5,000部）
- (4) 画像（電子データ）一式
- (5) その他委託者が必要と認めたもの

## 8 著作権等

- (1) 委託業務に係るすべての著作権（著作権法（昭和第45年法律第4号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は委託者に帰属するものとし、委託者が自由に利用できるものとする。また、制作した成果品及び新たに撮影した画像等については、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権人行使しないものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) 業務にあたり、人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。使用料等の必要が発生する場合は、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) その他、ここに定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ、決定する。

## 9 その他

- (1) 目的、委託内容及び次の留意点を踏まえ、提案者が効果的と考える方法により、宇城地域の魅力を伝え、観光客を地域へ円滑に案内できる仕組みを企画提案すること。
- (2) 企画、撮影等、パンフレットの制作に係る作業のすべてを行うこと。
- (3) 具体的な撮影時期、撮影場所、内容等については、事前に委託者と協議の上決定すること。
- (4) 画像圧縮は最低限に留め、高画質な画像を確保すること。
- (5) 予算の範囲内で実現可能な提案をすること。
- (6) 発注者である委託者は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について協力するものとする。
- (7) 本業務には、業務の実施に必要な各種手配・関係者への連絡調整・準備等一式を含む。
- (8) その他、定めのない事項又は仕様について、疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ、解決するものとする。